

議案第 7 2 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年条例第
3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

放課後保育クラブの開所時間は、小学校の休業日以外の日にあっては下校
時から午後 6 時 3 0 分まで、小学校の休業日にあっては午前 8 時から午後 6
時 3 0 分までとする。この場合において、市長は、入所希望者又は入所者の
保護者から求めがあったときは、開所時間を午後 7 時まで延長することがで
きる。

第 9 条第 3 項中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 1 項中「市長」とあるのは「指
定管理者」と、同条第 2 項」に、「指定管理者」を「指定管理者」に改
める。

別表市川市信篤小学校放課後保育クラブの項の次に次のように加える。

市川市稲荷木小学校放課後保育クラブ	市川市稲荷木1丁目14番1号
-------------------	----------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び第9条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

待機児童の解消を図るため新たに稲荷木小学校放課後保育クラブを設置するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。